



月刊 こう食品法令 【2019年 4月号】

- 目次
- ①【お知らせ】 今月の法改正等の情報
 - ②【事故予防】 先月の回収事故から学ぶ
 - ③【案内】 基本を知る
 - ④【Q&A】 疑問をほぐす
 - ⑤【コラム】 ちょっと深く、考える
 - ⑥【シリーズ】 海外編

冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドラインが制定されました。平成31年3月29日消食表第147号

新設された冠表示ガイドライン

商品の一括表示内
や枠外に表示するほ
かに、ウェブサイト・電
話等でもよいよ。

■趣旨

新たな原料原産地表示制度を検討する議論の中で、いわゆる「冠表示」となる原材料については、重量順位にかかわらず自主的に原産地等を表示することを推進すべきとの指摘がありました。

このため、「冠表示」における原料原産地情報の提供については、国が義務を課すのではなく「冠表示」を行う食品関連事業者による自主的な取組が推進されるよう、当ガイドラインが策定されました。

■「冠表示」の定義

「冠表示」とは、「**商品名**に特定の原材料名を冠している表示」又は「**商品名**に近接した箇所に特定の原材料の使用を特に強調している表示」のことです。

■ただし、特定の原材料名が表示されている場合であっても、以下に掲げる商品是对象となりません。

- (1) 「冠表示」に係る特定の原材料が、食品表示基準、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律その他の法令により原産地等の表示(情報伝達)が義務付けられている商品。
- (2) ○○味、○○風味等といった表現で、その商品の味付けや風味等のバリエーションを表しており、特定の原材料の使用を特に強調していない商品。
- (3) 特定の原材料名を含む商品名が一般名称とされている(特定の原材料名が商品名に付されていることが一般化されている)商品。
- (4) 商品の形状等からイメージされる食材の名称を商品名の一部としている商品。

【先月の回収事故の分析】 2019年3月

食品表示基準別表第19の個別加工食品には固有の表示事項が定められています。

事件	時期	回収内容
個別基準の義務表示事項の皮の率の表示の欠落	2019. 3. 19	チルドぎょうざ(商品名「チルド肉餃子」ほか17商品)の皮の率について、皮の率の表示が必要となる値(45%)を超えているにもかかわらず、これを表示せず、少なくとも平成27年4月から平成30年12月までの間に、約2千6百万パックを、一般用加工食品として販売していた。

別表第十九

チルドぎょうざ類	皮の率 (<u>チルドぎょうざ又はチルドぱおずにあっては四十五パーセント</u> 、チルドしゅうまいにあっては二十五パーセント、チルド春巻にあっては五十パーセントを <u>超える場合に限る。</u>)	<u>実比率を下回らない五の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して表示する。</u>
----------	--	---

食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止策の実施等について指示を実施。



講じた措置について、一箇月以内に農林水産大臣宛てに提出すること。

※ 解説はPage2-2(会員)で記載しています。

【案内】 添加物表示

食品添加物の表示は原材料名と分けて、添加物としてわかりように区分して表示します。
このため、従来の原材料名の事項名の中に表示する場合はスラッシュ等の記号で分けて表示してください。

添加物は原則、物質名で記載します。添加物の名称は決められており、定められた物質名等の文言以外の名称をかってに使用できません。具体的には指定添加物リストの物質名の欄に、L-アスコルビン酸、L-グルタミン酸ナトリウム、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム等と化学名で記載されている文言のことです。既存添加物名簿では品名にあたる名称のことです。アナー色素、アルギン酸などの名称のことをさします。

物質名や名称には別名として記載されている慣例上使用されている文言も使用できます。慣例的な文言として別名を使用した方がわかりやすい場合もあるので物質名に替えて表示できます。具体的には物質名「L-アスコルビン酸」の別名は「ビタミンC」です。名称「ウコン色素」の別名は「クルクミン」「ターメリック色素」等があります。

併せて8つの用途名を表示します。

用途名併記リストは例示であり、ここに収載されていない添加物でも、その目的で使用した場合は用途名併記が必要とされています。消費者の関心が高い添加物について、使用目的や効果を表示することで、消費者の理解を得やすいと考えられるもの8つの用途名を併記します。甘味料、着色料、保存料、糊料(増粘剤等)、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤の8用途があります。添加物が何の目的で使われているのか。その目的や効果について消費者が知ることができれば、その商品の特性や取扱い方法を知ることができ、健康危害を防ぐ観点からも大切な情報となります。着色料から、この商品の色の由来がわかります。また保存料の記載があれば、この商品は添加物で日持ちがされていることがわかります。物質名だけではその役割がわかりません。そのため、特に役に立つ8つを用途名として記載することが義務付けされたのです。

添加物が原材料名と明確に区分して表示します。

名称
原材料名	●●、...
添加物	▲▲、...
.....

名称
原材料名	●●、... / ▲▲、...
.....

●:原材料名 ▲:添加物

品質を誤認させる
ような添加物の使い
方には使用基準とい
う歯止めがあります。

【Q84】 食品添加物の使用基準について教えてください。

野菜には着色料を使ってもよいのですか？野菜水煮缶詰には使用できますか？

※ 解答と解説はPage4-2(会員)で記載しています。

コーデックスを基本に定められています。

食品添加物に関する諸外国の表示制度(概要)

	日本	コーデックス	米国	カナダ	豪州	中国	仏国
表示順	原材料と区分して重量順	重量順	重量順	原材料の後ろに任意の順	重量順	原材料と区分して重量順	重量順
表示方法	一般名(物質名)	一般名(具体名) 国際番号	一般名	一般名	一般名(名称) コード番号	一般名(具体名) INSコード	一般名(物質名) E番号
用途名併記	8種類	25種類	5種類	確認できず	25種類	22種類	24種類
一括名対象	14種類	ガムベース、着香料、加工デンプン	香料	香料、調味料、ガムベース	香料	香料	デンプン、ガムベース
栄養強化の目的で使用されるもの	表示免除(一部の食品を除く)	添加物ではない	規定から削除	添加物ではない	添加物ではない	添加物ではない	添加物ではない
加工助剤	表示免除	表示免除	表示免除	表示が必要(添加物ではない)	表示免除(添加物ではない)	表示免除	表示免除
キャリアオーバー	表示免除	表示免除	表示免除	表示免除(条件付き)	記載なし	表示免除(条件付き)	表示免除

「食品添加物表示制度をめぐる事情 資料2 平成31年4月
消費者庁食品表示企画課」資料から作成

※ 解説はPage5-2(会員)で記載しています。

インバウンド(訪日外国人旅行)の買い物の際に困らないように、日本国の食品表示の基本を伝えるために学ぶシリーズです。従って、初めて食品表示を学ぶ方にもきっと役立ちます。

百貨店やスーパーマーケット、コンビニエンスストア等、小売店で食品を購入する際に表示をチェックしてみましょう。前号では商品のアレルギー表示について学びました。今回は消費者の方が安全上最も関心がある食品添加物の表示についてご説明します。

スーパーの入り口近くに陳列されている生鮮食品には添加物は多くは使われていないですが、輸入果物においては「防かび剤(イマザリル)」のように「用途名(物質名)」と表示されているものがあります。加工食品においては添加物は原材料と区分され、添加物がわかりように表示されています。比較的添加物はカタカナ(ビタミンC)や記号(V. C)で表示されている場合が多いです。添加物は原材料と同じく、使用の重量順で表示されています。原則は物質名(別名を含む)、簡略名、一括名で表示されていますが、着色料や防かび剤のように8つの用途名については物質名に合わせて表示します。

<単語集> 添加物: Additives 原材料名: Ingredients 用途名: Name Application
指定添加物: Designated Additives 既存添加物: Existing food additives 天然香料:
Natural flavoring agents 一般飲食物添加物: Ordinary foods used as food additives

添加物表示：／ Sorbit, swelling agent, perfume

国産小豆使用のどら焼き

名称	和生菓子
原材料名	砂糖(国内製造)、小麦粉、小豆、鶏卵、水あめ、はちみつ、しょうゆ、植物油脂、ソルビット、膨張剤、香料、 (一部に卵・乳成分・小麦・大豆を含む)
内容量	1個
賞味期限	2019. 4. 1
保存方法	直射日光を避け、涼しい所に保存してください。
製造者	日本製菓株式会社 東京都新宿区〇〇町●—● お問合せ先 0120(〇〇)〇〇〇〇

- ▲本品の製造工場では乳成分を含む商品を製造しています。
 - ▲はちみつを使用しています。1歳未満の乳児には与えないでください。
- <取扱い上の注意事項>
- 袋の中に脱酸素剤が入っています。食べ物ではありませんので口に入れしないでください。



【次回5月号につづく】

※ 解説はPage6-3(会員)で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2019年も実務に役立つ内容になるよう、発信してまいります。

月刊 こう食品法令 【2019年 4月号】

人生は過ぎ去ってしまうもの。そこで、過去にその時間の使い方を学ぶ。有効に時間を活用できるようにするならば、人生を長く感じ、自然に感謝したいと思うだろう。(セネカ 意識:もりおゆう)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。